

# 令和5年度 第3回福島市環境審議会

日 時 令和5年8月25日（金）  
午前10時～  
場 所 福島市役所 7階 701会議室

## — 次 第 —

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 大規模太陽光発電施設の設置に係る現状と対応策について … 【資料1】

(2) カラス対策について … 【資料2】

(3) その他

4 その他

5 閉 会

## 福島市環境審議会委員名簿

(任期：令和5年4月19日～令和7年3月31日)

No.	氏 名	役 職 等	当初就任年月日
1	安倍 眞知子 あんべ まちこ	ふくしま未来農業協同組合 女性部 福島地区部長	令 3. 4. 1
2	石高 久美子 いしたか くみこ	福島市消費者団体懇談会 会長	平 28. 5. 30
3	各務 竹康 かかむ たけやす	公立大学法人福島県立医科大学 医学部 准教授	平 31. 4. 1
4	後藤 忍 ごとう しのぶ	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授	平 27. 4. 1
5	須藤 康子 すどう やすこ	福島商工会議所女性会 会長	令 2. 4. 1
6	田崎 由子 たさき よしこ	うつくしま地球温暖化防止活動推進員	令 5. 4. 19
7	富永 幸宏 とみなが ゆきひろ	福島県県北地方振興局 県民環境部主幹兼副部長	令 5. 4. 19
8	中田 敏 なかた さとし	環境省 東北地方環境事務所 環境対策課長	令 4. 4. 1
9	中田 俊彦 なかた としひこ	国立大学法人東北大学大学院 工学研究科 教授	平 27. 4. 1
10	長渡 真弓 ながと まゆみ	日本野鳥の会ふくしま 幹事	令 3. 4. 1
11	旗野 礼子 はたの れいこ	福島市立金谷川小学校 校長	令 5. 4. 19
12	三島 昭二 みしま しょうじ	福島市衛生団体連合会 会長	令 2. 6. 8

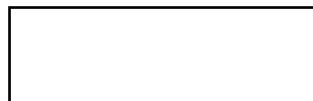
(五十音順、敬称略)

## 職員出席者名簿

No.	氏 名	所属・職名
1	松田 和士	環境部 部長
2	阿蘿 裕之	環境部 次長
3	黒須 康光	環境部 環境課長兼放射線モニタリングセンター所長
4	根本 裕史	環境部 ごみ減量推進課長
5	二瓶 芳信	環境部 環境課 課長補佐兼環境衛生係長
6	細野 政之	環境部 環境課 環境保全係長
7	安倍 秀典	環境部 環境課 温暖化対策推進係長
8	堀江 妙子	環境部 環境課 環境衛生係 主査
9	早田 浩二	環境部 環境課 温暖化対策推進係 主査
10	佐久間 友貴	環境部 環境課 温暖化対策推進係 副主査
11	大内 涼	環境部 環境課 温暖化対策推進係 主事

## 令和5年度 第3回福島市環境審議会 席次表

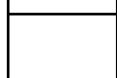
中田 俊彦 会長  
(議長席)



石高久美子 委員



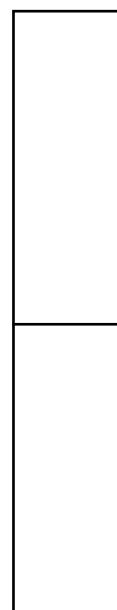
各務 竹康 委員



中田 敏 委員



長渡 真弓 委員



旗野 礼子 委員

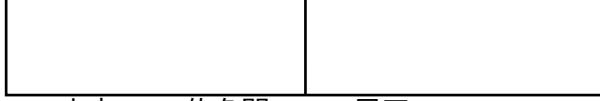
三島 昭二 委員



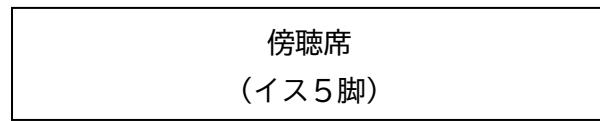
阿蘿 次長 松田 部長 黒須 課長 根本 課長



細野 係長 安倍 係長 二瓶 補佐 堀江 主査



大内 主事 佐久間 副主査 早田 主査



傍聴席  
(イス5脚)

## ○福島市環境審議会条例

平成八年六月二十八日  
条例第十六号

### (設置)

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十四条の規定に基づき、福島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 福島市環境基本条例(平成十年条例第二十五号)第八条の規定に基づく福島市環境基本計画に関すること。
  - 二 環境の保全及び創造に関する基本的事項
  - 三 環境の保全及び創造に関する重要事項
  - 四 その他環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に対して意見を述べることができる。

### (組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 一 学識経験のある者
  - 二 関係行政機関の職員
  - 三 その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に福島市公害防止対策条例(昭和四十七年条例第二十五号)の規定により委嘱されている福島市公害対策審議会の委員は、この条例により委嘱された委員とみなし、当該審議会の委員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和三十一年条例第二十三号)の一部を改正(略)

(福島市公害防止対策条例の一部改正)

4 福島市公害防止対策条例の一部改正(略)

附 則(平成一〇年条例第二五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。